

○臨界防止を目的とした誤配置防止措置の運用について

1. はじめに

臨界防止を目的とした誤配置防止措置について説明する。

2. 臨界防止を目的とした誤配置防止の措置の具体的な運用

使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事後においても従来通り以下の運用を行う。

2.1 第93条（新燃料の貯蔵）

- ・技術第二課長は、新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、第2項に基づき燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術の確認を得て、所長の承認を得る。
実施計画においては、臨界防止を目的とした誤配置防止措置として「臨界が防止できることがあらかじめ確認されている条件に基づき収納する」旨を明記の上、移動後の使用済燃料ピット配置図を添付し、燃料が適切な領域に収納予定であることを確認する。
- ・保修第二課長は、使用済燃料ピット内の新燃料の移動に当たっては、第1項(9)に基づき誤配置を防止する措置を講じる。
具体的には、燃料を確実に適切な領域及び位置に収納するために、実施計画を踏まえた手順確認要領書を作成の上、作業を実施する。

2.2 第95条（燃料の取替等）

- ・技術第二課長は、燃料を原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、第5項に基づき燃料移動に関する実施計画を作成し、原子炉主任技術の確認を得て、所長の承認を得る。
実施計画においては、臨界防止を目的とした誤配置防止措置として「臨界が防止できることがあらかじめ確認されている条件に基づき収納する」旨を明記の上、取出し後の使用済燃料ピット配置図を添付し、燃料が適切な領域に収納予定であることを確認する。
- ・保修第二課長は、使用済燃料ピット内の燃料の移動に当たっては、第4項(6)に基づき誤配置を防止する措置を講じる。
具体的には、燃料を確実に適切な領域及び位置に収納するために、実施計画を踏まえた手順確認要領書を作成の上、作業を実施する。